救助員養成支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）開催時に市内で実施される競技に必要な救助員を養成することを目的に、ライフセービングの資格を新たに取得する者に対し、予算の範囲内において救助員養成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

⑴　ベーシック・サーフライフセーバー資格を取得した者のうち、当該資格の取得に係る講習会の講習会費を完納している者

⑵　市民又は市内に所在する事業所若しくは学校等に通う者

⑶　市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者

⑷　国スポ・障スポにおいて、競技開催時に救助員として従事することを誓約する者

（補助対象経費及び補助金の額）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、公益財団法人日本ライフセービング協会が主催する次に掲げる資格の取得に係る講習会の講習会費とし、補助金の額は、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　ウォーターセーフティ資格　2,500円

⑵　BLS（CPR+AED）資格　4,000円

⑶　ベーシック・サーフライフセーバー資格　18,500円

２　資格の更新に係る経費は、補助対象経費としない。

３　第１項の規定にかかわらず、補助金の額は、補助対象者が雇用されている事業所等から補助を受けたときは、当該補助を受けた金額を補助対象経費から差し引いた額（ 講習会費 の割引を受けたときは、割引後の額 に２分の１を乗じて得た額（その額に 500 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、 500 円を超え 1,000 円未満の端数があるときは、これを 500 円とした額） ）と第１項各号に規定する額のいずれか低い額とする。

（交付の申請及び請求）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、救助員養成支援補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　本人確認証書（運転免許証等）の写し

⑵　雇用証明書又は在学証明書（市外在住者に限る。）

⑶　資格を証する書類の写し

⑷　講習会費の納入を証する書類の写し

⑸　市税の調査に関する同意書（様式第２号）

⑹　開催協力誓約書（様式第３号）

⑺　事業所等から補助を受けたことを証する書類の写し（事業所等から補助を受けた者に限る。）

⑻　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請書兼請求書の提出は、講習会を修了した日の属する年度の末日（その日が延岡市の休日を定める条例（平成３年条例第１号）第２条第１項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前の最も近い市の休日でない日）までに行わなければならない。

（交付の決定等）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申請及び請求があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、救助員養成支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により当該申請者に通知するものとし、交付の決定をした者については、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第６条　市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

　（手続の特例）

第７条　補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

　⑴　規則第３条第１項に規定する事業計画書及び収支予算書並びに規則第12条第１項第１号に規定する収支計算書の添付

　⑵　規則第13条第１項の規定による補助金の額の確定

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行日）

１　この要綱は、令和７年５月23日（決裁日）から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。